

町長・町議会議員選挙

立候補届及び選挙運動の説明会

3月19日です

前月号でも掲載いたしました町長、町議の任期満了に伴う選挙が四月十八日に執行されます。これに伴う町選挙管理委員会の日程を簡単にお知らせ致します

三月十九日
 ・立候補届及び選挙運動について法令説明会
 (午後一時～役場三階会議室)
 四月七日
 ・立候補届出予備審査
 (選挙事務局) 二日間
 十日 選挙人名簿登録基準日
 登録日
 十一日 告示日
 ・立候補届出受付開始
 (午前八時三十分～午後五時
 〇〇分) (二日間)
 ・公営施設使用個人演説会開催
 申出受付開始
 (開催予定日前二日まで)
 ・不在者投票開始
 (午前八時三十分～午後五時)
 ・選挙人名簿登録者書面の縦覧
 開始(三日間)

十三日 公営施設個人演説会開始
 十四日 郵便による不在者投票請求期限
 十五日 選挙(開票)立会人届出期限
 十六日 選挙(開票)立会人選任通知
 十七日 不在者投票終了
 (午後五時)
 十八日 投票日
 (午前七時～午後六時)
 選挙会(開票)
 午後七時三十分開始
 町立中央公民館

※投票所
 第一投票区 門川町役場
 第二投票区 門川中学校
 第三投票区 門川保育園
 第四投票区 草川小学校
 第五投票区 庵川東公民館
 第六投票区 城屋敷公民館
 第七投票区 西門川児童館
 第八投票区 三ヶ瀬多目的集会施設
 第九投票区 松瀬農村集落センター
 第十投票区 平城東集会所

※投票の順序
 一、白地に黒刷りの投票用紙で町議会議員を先に。
 二、もも色地に黒刷りの投票用紙で町長を後に行ないます。

※投票の方法
 当日、投票所に行つて、投票用紙に候補者一人の名前を自分で書いて投票するのが原則ですが、目や、手が不自由なため、投票できない人は次の方法で投票ができます。

※不在者投票
 次のような、やむを得ない事情のため、投票当日、投票所へ行くことができない人は、町選挙管理委員会へその旨を申し立て、その申し立てが真正であることを誓う

※代理投票
 目が見えなかつたり、手が不自由で字が書けない人は、投票所に行つて係員に申し出れば代理投票ができます。
 ※点字投票
 目の見えない人で、点字の打てる人は係員に申し出れば点字投票ができます。

(真にやむを得ない事情とは)
 投票日に仕事や用件で町外に旅行又は、滞在中であつたり、或いは病氣入院、出産予定等のために当日投票できない人です。
 当日投票できない人は、真にやむを得ない事情とはいえません。

まどわされないぞ、おれはぜったい自分でできる



鎌田 進義

※郵便による不在者投票
 身体障害者手帳、戦傷病者手帳を所持されている方で、それぞれの障害が政令に定められている条件に該当する者は自宅で投票できますが、あらかじめ、選挙より、郵便投票証明書の交付を受けなければなりません。
 すでに証明書をお持ちの方は投票日の四日前までに請求できますので、早めに郵便で請求して下さい。

二、選挙運動の期間
 立候補届出から投票日の前日(四月十七日)までです。

三、選挙運動をしてはならない人
 (イ)選挙事務関係者
 (ロ)特定公務員(警察官等)
 (ハ)一般公務員
 (ニ)教育者
 (ホ)未成年者
 (ヘ)選挙犯罪者

四、戸別訪問の禁止
 なにびとも、選挙人の家を訪ねて、投票を依頼したり又は投票を得させないように依頼するような行為は、戸別訪問としてすべて禁止されています。ただし、街頭やバスの中でたまたま出合った知人等に投票の依頼をすること、又は電話を使用して運動する場合は差し支えありません。

五、署名運動の禁止
 投票を得る目的、得しめる目的又は得しめない目的を持って選挙人に對し、署名運動をすることはできません。

六、飲食物の提供の禁止
 なにびとも、選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであつても、

七、金銭の授受
 勿論違反になります。

八、その他
 選挙運動については、多くの禁止規定がありますから、違反者を出すことのないようお互いに注意して、明るい選挙が行なわれますようご協力をお願いします。

- (青年の部)
 ①本町青年会 42分16秒
 ②三ヶ瀬青年会 46分33秒
 ③城屋敷青年会 46分42秒
 ④中山青年会 ⑤栄町青年会
 ⑥庵川青年会 ⑦上町青年会
 ⑧西門川青年会 ⑨竹名青年会 (区間賞)
- 一区 近藤武敏(門川走ろう会)
 二区 黒木麻和子(門中A)
 道前順子(門中B)
 三区 染田条一(門川走ろう会)
 四区 金丸治子(門川走ろう会)
 水永嘉子(門中A)
 五区 横山隆司(門中A)
 六区 柳田五月(田中病院A)
 七区 小川 弘(田中病院A)
 八区 黒木啓光(門中A)
 九区 黒木達託(門川走ろう会)

一、選挙運動とは
 特定の選挙につき、特定の候補者を当選させる目的をもつて投票を得、または得させるために直接または間接に行なう、必要かつ有利な諸般の行為です。

参考までに各投票区ごとの選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

行政区	昭和57年2月12日現在登録者		
	男	女	計
五南	169	191	360
十区	221	272	493
鈴1区	73	91	164
ケ2区	172	183	355
丘町	215	231	446
町	202	240	442
第1投票区	1,052	1,208	2,260
東栄	357	420	777
西栄	426	490	916
ケ	98	118	216
村	133	136	269
名	62	56	118
第2投票区	1,076	1,220	2,296
旭尾	83	105	188
末東	72	89	161
後向	102	110	212
中尾	185	214	399
下納	240	316	556
上納屋	123	163	286
1区	112	140	252
2区	101	124	225
3区	101	124	225
第3投票区	1,018	1,261	2,279
加草	86	117	203
1区	185	221	406
2区	127	158	285
3区	155	164	319
4区	64	73	137
5区	617	733	1,350
第4投票区	240	275	515
庵川	266	297	563
西東	78	80	158
山	18	19	37
第5投票区	602	671	1,273
城屋	130	158	288
敷園	123	133	256
小松	105	109	214
第6投票区	358	400	758
上井	168	197	365
大内	74	83	157
第7投票区	242	280	522
三ヶ	161	168	329
第8投票区	161	168	329
松瀬	44	48	92
第9投票区	44	48	92
平城	318	343	661
西	310	339	649
山	90	112	202
園	22	27	49
第10投票区	740	821	1,560
合計	5,910	6,810	12,720

明るい選挙白バラ駅伝大会
 総合優勝は門中A
 青年の部は本町青年会
 第13回白バラ駅伝大会は去る2月21日、あいにくの小雨日和の中、町青年団主催により「明るい選挙」を合言葉に、今年は日体大・谷口浩美、旭化成より橋口良徳、今西敏郎、中村孝久、高橋浩一の各選手を招き町内24チーム、216人の参加のもと盛大に挙行されました。成績は次のとおり。

(一般の部)
 ①門中A 37分40秒
 ②門川走ろう会 38分7秒
 ③田中病院A 38分40秒
 ④門中B ⑤門川ラゲビーA (躍進賞)
 ⑥空手A ⑦田中病院B ⑧卓球
 ⑨農協MC ⑩農協門川支店
 ⑪ホワイトライン ⑫門川走ろう会B ⑬隊友会 ⑭空手B
 ⑮かたろう会

最後に本大会に御協力をいただきました役員の方々に厚くお礼申し上げます。

昭和56年度

共同募金及び歳末たすけあい結果報告

昭和56年度共同募金及び

別紙第1 歳末たすけあい募金実績表

地区	目標額	実績額
松瀬	12.500	13.500
三ヶ瀬	45.500	47.500
上井野	52.500	55.000
大内原	26.000	27.000
小松園	34.000	35.500
小城敷	39.000	39.000
中山	29.000	30.000
五十鈴	64.000	64.000
平城	149.500	125.580
南町1区	78.000	89.000
南町2区	27.500	27.500
南ヶ丘	71.000	71.000
上本町	77.000	77.000
東栄町	76.000	76.000
西栄町	136.500	150.850
栄ヶ丘	148.500	164.500
竹名町	52.000	52.000
旭町	16.500	16.500
尾向	33.000	33.000
後尾	26.000	27.000
中納屋	34.000	34.000
上納屋1区	60.500	60.500
上納屋2区	95.500	96.000
上納屋3区	47.500	47.500
中村	43.000	43.000
加草1区	39.500	39.500
加草2区	37.500	41.500
加草3区	35.000	38.500
加草4区	69.000	78.300
加草5区	50.000	56.000
庵川	53.000	54.500
庵川	26.000	26.000
庵川	80.000	80.000
庵川	88.000	88.000
牧山	23.000	23.000
谷山	6.500	6.500
38区	2.163.500	2.192.930

共同募金及び歳末たすけあい運動につきましては、戸別募金を地区会長さんのご協力をいただき、法人・大口募金並びに職域募金等を、共同募金委員会と社協理事の協力のもとに実施いたしました。門川各小学校児童会、特別養護老人ホーム五十鈴荘に入所の老人職員の方々、その他職域の皆様方や町民の皆様の暖かいご理解と、善意のご協力によりまして、目標額を上廻る好成績を収めましたことを、深く感謝致しまして、厚くお礼申しあげます。ここに共同募金及び歳末たすけあい募金の実績と配分結果をご報告致します。

共同募金門川町分会



栄ヶ丘地区に共同募金の配分等で設置された遊具

昭和56年度共同募金及び歳末たすけあい募金実績累計表

募金種別	数	共募金額	歳末金額	計	摘要
戸別募金	38区	1.893.490	299.440	2.192.930	別紙第1
大口募金	84	451.000		1.002.011	別紙第2
法人募金	51	551.011			別紙第3
職域募金	18	124.892	201.624	326.516	
その他(募金箱)		11.832		11.832	
預金利息		12.926		12.926	
合計		3.045.151	501.064	3.546.215	117.6%

交通災害共済に加入しましょう

もし、事故の被害者になったら



みんなの願い「交通安全」

△もし、交通事故の被害者になったら……△これは、残念ながらだれにとつても他人事では済まされたい問題になっています。

交通事故による死傷者の数が、年六十万人ちかくも出ている時代です。被災者の窮状を救い、経済的損失を多少ともいとおとめるため、会員一人一人が相互扶助協力の精神に基づき、見舞金を送ろうというのがこの制度です。

どうかこの趣旨に賛同いただきぜひ加入されますようお願いいたします。

◇この制度のあらまし◇

◎会員の資格
町内の住民基本台帳又は外国人登録をしている方は、年令に関係なく誰でも加入できます。また、学校へ通学のため、一時的に転出されている方は、加入することができます。

◎共済掛金
一年ごとに加入者一人につき五百円です。納められた掛金は、返還できません。

◎共済期間
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までとします。

ただし、四月一日以降に加入される方は、加入申し込みを役場で受理した日の翌日から、共済期間満了の日(三月三十一日)までです。

◎見舞金が支給される交通事故
一、一般自動車道、国道、県道、町村道など、一般の人や車などが自由に往來することが出来る場所での交通事故で、
二、自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス、汽車、電車

による事故
☆この他にも、見舞金の全部又は一部を支給制限される交通事故がありますので、別に配布する「交通災害共済のしおり」をご覧ください。

◎見舞金の請求期限

一、見舞金の請求期限は、事故発生の日から一年以内です。一年以上経つてから請求されても見舞金は支払いたしません。

二、見舞金の支払いを受けられた方で、その後、当該事故による災害の程度が加重して、上位の等級に移行し、その差額を請求する場合は、事故発生の日から二年以内とします。

◎見舞金の請求方法
一、交通事故にあつた場合、本人又は加入申込者が、次の書類を添えて役場総務課に申込んで下さい。

ア 加入者証
イ 自動車安全運転センター事務所長の発行する交通事故証明書
ウ 治療日数を明示した医師の診断(死亡の場合は死亡診断書又は死体検案書)
エ 交通事故申立書
オ 死亡の場合は戸籍謄本など遺族と加入者との関係を証明する書類
二、請求書、その他関係の用紙は役場にありますから、交通事故にあつたら、まず役場に来て、お話し下さい。

◎手続きの方法◇
一、加入申込みは、一人一口に限ります。
二、各世帯に配布される、加入申込書に、申し込み印をつけて一人当たり、五百円の掛金を添えて地区会長、又は役場に提出して下さい。

三、加入申込用紙は三連様式です。から、ばらばらにせず、ボールペンではつきり記入して下さい。
四、加入申込期間、昭和五十七年三月三十一日まで。
五、加入申込期間中に転出される方は加入できません。
六、転入等で新たに住民となられた方は、途中からでも加入できますので、役場総務課に申込んで下さい。

◎その他の方法
一、加入申込みは、一人一口に限ります。
二、各世帯に配布される、加入申込書に、申し込み印をつけて一人当たり、五百円の掛金を添えて地区会長、又は役場に提出して下さい。

三、加入申込用紙は三連様式です。から、ばらばらにせず、ボールペンではつきり記入して下さい。
四、加入申込期間、昭和五十七年三月三十一日まで。
五、加入申込期間中に転出される方は加入できません。
六、転入等で新たに住民となられた方は、途中からでも加入できますので、役場総務課に申込んで下さい。

◎見舞金の請求方法
一、交通事故にあつた場合、本人又は加入申込者が、次の書類を添えて役場総務課に申込んで下さい。

ア 加入者証
イ 自動車安全運転センター事務所長の発行する交通事故証明書
ウ 治療日数を明示した医師の診断(死亡の場合は死亡診断書又は死体検案書)
エ 交通事故申立書
オ 死亡の場合は戸籍謄本など遺族と加入者との関係を証明する書類
二、請求書、その他関係の用紙は役場にありますから、交通事故にあつたら、まず役場に来て、お話し下さい。

◎手続きの方法◇
一、加入申込みは、一人一口に限ります。
二、各世帯に配布される、加入申込書に、申し込み印をつけて一人当たり、五百円の掛金を添えて地区会長、又は役場に提出して下さい。

三、加入申込用紙は三連様式です。から、ばらばらにせず、ボールペンではつきり記入して下さい。
四、加入申込期間、昭和五十七年三月三十一日まで。
五、加入申込期間中に転出される方は加入できません。
六、転入等で新たに住民となられた方は、途中からでも加入できますので、役場総務課に申込んで下さい。

◎見舞金の請求期限
一、見舞金の請求期限は、事故発生の日から一年以内です。一年以上経つてから請求されても見舞金は支払いたしません。

二、見舞金の支払いを受けられた方で、その後、当該事故による災害の程度が加重して、上位の等級に移行し、その差額を請求する場合は、事故発生の日から二年以内とします。

◎見舞金の請求方法
一、交通事故にあつた場合、本人又は加入申込者が、次の書類を添えて役場総務課に申込んで下さい。

ア 加入者証
イ 自動車安全運転センター事務所長の発行する交通事故証明書
ウ 治療日数を明示した医師の診断(死亡の場合は死亡診断書又は死体検案書)
エ 交通事故申立書
オ 死亡の場合は戸籍謄本など遺族と加入者との関係を証明する書類
二、請求書、その他関係の用紙は役場にありますから、交通事故にあつたら、まず役場に来て、お話し下さい。

昭和56年度 門川町加入者及び支払状況

(昭和56年12月30日現在)

○加入者の状況

人口	加入者	加入率	掛金
18,443人	8,546人	46.3% (対前年-2.3%)	4,273,000円

○見舞金支払額

1等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	計	支払額
1人	2人	6人	10人	5人	5人	29人	2,190,000円

詳細については役場総務課にお問合せ下さい。

宮崎県最低賃金・産業別最低賃金一覧表

宮崎県労働基準局・労働基準監督署

最低賃金の種類	最低賃金額		効力 発生日	適用労働者の範囲の説明
	日額	時間給労働者の時間額		
宮崎県最低賃金	2,709円	339円	56.11.8	宮崎県内のすべての労働者
繊維産業	2,894円	362円	57.2.10	繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業の労働者 ただし、次に掲げる者を除く (1) 雇入れ後1年未満の者であつて、当該職種の業務に主として従事した期間が技能習得期間を含め通算して1年未満のもの (2) 清掃、片付け、賄いその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
印刷 同関連産業	3,043円 2,888円	381円 361円	57.1.22 57.1.22	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷業に伴うサービス業の労働者 はさみ込み、封筒入れ、印刷物の整理、帯封、清掃又は片付けの業務に主として従事する者
食料品製造業	2,849円	357円	57.2.8	畜産食料品、水産食料品、野菜・果実のかん詰、調味料、精穀・製粉パン菓子製造業、その他の食料品製造業の労働者
卸売業 小売業	3,063円 2,874円	383円 360円	57.2.8 57.2.8	卸売業（代理商及び仲立業を含む）の労働者 小売業（飲食店を除く）の労働者
窯業・土石製品 製造業	3,089円	387円	57.2.10	セメント、同製品、建設用粘土製品、陶磁器・同関連製品、骨材・石工品等の製造業、その他の窯業・土石製品製造業の労働者
機械金属製品等 製造業	3,098円	388円	57.1.22	鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業、一般機械器具、電気機械器具輸送用機械器具、精密機械器具製造業の労働者 ただし、雇入れ後6月未満の者であつて、当該事務に従事した期間が通算して6月未満の者を除く
自動車整備業	3,081円	386円	57.1.22	自動車（道路運送車輛法第2条第2項の自動車）の整備業、又は同法77条の自動車分解整備業の労働者 ただし、雇入れ後6月未満の者であつて、当該業務に従事した期間が通算して6月未満の者を除く
木材・木製品 製造業	2,969円	372円	57.2.10	製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料の製造業、木製容器、木製履物、その他の木製品製造業の労働者 ただし、製品の結束、マークのすり込み、清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者を除く
家具・装備品 製造業	2,969円	372円	57.2.10	家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業の労働者 ただし、塗装作業における紙はり、製品のふき上げ、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者を除く

〔注〕・最低賃金には時間外手当のほか、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。
・各産業別最低賃金が適用されない労働者はすべて「宮崎県最低賃金」が適用されます。
・「時間給労働者」とは賃金の大部分が時間によつて定められている者をいいます。

最低賃金についてわからないことがありましたら、宮崎労働基準局賃金課（宮崎局 24-2205）または最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

確定申告に誤りがあったとき

◎「更正の請求」
◎「修正申告」

税務署に所得税の確定申告書を提出した後で、申告内容に誤りがあることに気付いたときは、正しい申告にやり直すことができます。例えば、社会保険料控除や扶養控除などを書き忘れたために、税金を実際より多く払った場合は、「更正の請求」で税金の還付を受けられます。「更正の請求」が

きるのは、来年の三月十五日までです。

また、所得を実際より少なく申告していたような場合は、「修正申告」により正しい金額に修正する必要があります。

これらの用紙は、税務署に用意してあります。

手続など詳しいことは延岡税務署（電話〇九三―三三三〇）又は税務相談室宮崎分室（電話〇九三―三三三〇）にお尋ねください。

新生活

学校便り

新生活学校では、生活改善運動の一端として、ゴミ処理問題に取り組んでいます。収集作業をしている人達が、少しでも気持よく作業が出来るよう門川町内を二回にわたりその実態を調査致しましたところ、

決ったことは必ず守りましょう
毎月門川町報にてお願いをして居ります。ゴミの分類に手ぬきはしないでしょか。ポイ！と捨てられるゴミの山にご注目下さい。そして住みよい、きれいな町づくりに協力致しましょう。この外残される沢山の問題をきびしくチェックして、その解決を図つていきます。

三月は、長かつた冬のとばりから解放され、すべてのものが躍動を始める月ですが、一面では緊張の後に来る「ゆるみ」の始まる月でもあります。

少年達にとつては、卒業、進学就職を控え、希望と不安、更に解放感等により、最も心理的に動揺しやすい時期で、ちよつとした気のゆるみから、非行に走つたり家を出したりする少年が多くなります。みんなの温かい愛情で、少年の非行や家出を防ぎましょう。

少年に愛のひと声を

進学や就職は、終着駅ではなく社会への始発駅であることを教えるのゆるみをたしなめるひと声が必要で

合格を喜ぶ少年達のかげには、失敗に沈む少年もいます。また不安に胸をいためている少年もいるはずで、少年を思いやる心くをもち、激励のひと声をかけましょう。

こどもに関心を

ことにも関するかぎり関心の持ち過ぎはありません。友達はどうか、服装の乱れはないか、言葉づかいや態度に変わりはないか等、常

派出所だより

少年の非行や家出を防ぎましょう

少年に愛の手を

こどもに愛の手を

このまの勉強部屋がこどもの城であつてはならず、いつも父母の目の届くところであつてはなりません。

飲酒・喫煙は非行のきざし卒業祝、就職祝などで酒を飲んで補導される少年がいます。また好奇心や大人ぶつてみるなどから煙草を吸い始めるものもこのころです。進学や就職がきまるのとかく少年の行為を大目に見がちですが、これは禁物です。

親子の対話を積極的に

放任や親子の意思の不一致などから、家出する少年の最も多い時期です。家出中に罪を犯した例も多く、特に女子の場合は、何らかの形で被害者になるおそれがあります。こどもの立場、心情を理解し、心の触れ合う対話こそ、少年の心をつなぎとめるひと声になります。

少年に健全な遊びを

好奇心の強い少年は、悪い遊び

健康体操普及講演会

開催について

日本全国に百万人近い体操人口がいると言われている健康体操（生命の貯蓄体操）。わが門川町でも少人数ではありますが、約二年にわたり活動してきました。

今回、四国本部より最高師範である矢野順一先生をお迎えして、健康づくり効果のすばらしいこの体操をできるだけ多くの町民の皆様を知ってもらい、自らの健康づくりに励んでもらおうと講演会を開催することになりましたので多数ご参加下さい。

一、日時 三月二十日 夜六時～九時

二、場所 門川町立武道館（門川中学校裏）

※体操のできる服装でおいで下さい。



今日、各地でスポーツ大会や、諸行事が数多く開催されていますが、いざ事故が発生すると、医療費等の請求で問題が生じている状態です。

スポーツ傷害保険に加入しましょう

加入できますので、前述の諸問題につきましても解決できることと思えます。

是非とも加入手続をとられるようおすすめします。

◎スポーツ少年団、ボーイ、ガールスカウト、子ども会およびこれらの類似団体

保険料 三四〇円

◎PTA、青年、婦人団体、文化活動団体、およびこれらの類似団体

保険料 四〇〇円

◎地域スポーツクラブ（ママさんバレークラブ、早起き野球、ソフトチーム等）

保険料 六八〇円

◎その他専門競技チーム

保険料 競技に応じて

※保険死亡金 千二百円

※後遺障害保険金

※医療保険金 治療日数七以上の障害者

入院一日 一、五〇〇円
通院一日 一、〇〇〇円

◎申込み 昭和五十七年三月一日から昭和五十七年七月三十一日まで
詳細は「教育委員会」
電話①一四〇番
社会教育課まで

↑ 傷害保険に加入してスポーツを

同和問題を

12

正しく理解するために

…部落差別はどうしてできたか…

その2

部落の人びとは特別な人びとではない

部落差別は政治的につけられたものであり、それは、今から約三百年前の十七世紀に近世封建社会ができた時からです。全国統一をすすめた秀吉は、民衆の反抗を抑えるため、「刀狩り」によって、武士と農民、町人を分け、さらに「検地」によって、農民を土地にしばりつけました。こうして、身分によって職業や居住地も分けられてゆく基礎がつけられていったのです。

このような政策をひきついだ徳川幕府は、全国の大名を従え、強大な武力と経済力をもって、武士による全国の土地と民衆を支配する組織を固めるため、士・農・工・商の下に賤民という人間扱いをされない人間の身分をつくり「えた」「非人」という特定の身分に押し込めました。

最低辺の身分にされた人びとは都市では町はずれの川のそば、農村では山かげや谷間、川ぞい、原野など立地条件の悪い地域に居住させられ、そこから抜け出すことを許されませんでした。職業も死牛馬を処理して皮革を作ることや清掃や、役人たちの下働きとして農民の動静を監視したり、犯罪人の逮捕の手下をしたり、刑場での雑用など強制されて、それ以外の職業につくことを禁止されました。このことが、日本人の仏教思想とも結びついて、牛馬の処理や皮革業などの職業を賤視する風習を生みだすことになったのです。

部落の人びとは、士農工商の身分へ変わることも、士農工商と交わったり、結婚することなども禁止され、「人間外の人」として、はげしい社会的差別を受けたのです。

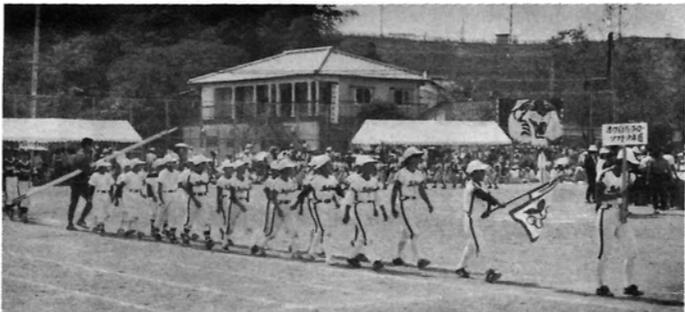
徳川氏による支配もなれば過ぎると、幕府や藩の財政がゆきづまり、これを切り抜けるため、年貢の取り立てを厳しくしたので、農民の暮しはいつそう苦しくなりました。このことは農民の抵抗も強める結果となつたので、揺ぎはじめた封建制度をたてなおすため身分制度を強化し、部落の人びとへの差別をさらにすすめて、百姓一揆がおこると、役人の手先として、部落の人びとをかりだし、農民からの憎しみをかうようにしむけたりもしました。



あひるとカモ

スポーツ少年団に 加入・し・ま・せ・ん・か

スポーツ少年団は、少年の健全な育成とたくましい身体をつくり、集団生活の中に、各種スポーツの技能修得と体力増強のため年間事業計画により実施されます。ふるつて少年団に入団していただき、思い出多い少年時代を過ぎて下さい。



昨年の町民大会でのスポーツ少年団

このような中で、一八五六年（安政三年）に岡山藩でおこつた部落の人びとによる「淡染一揆」は、封建的な支配に抵抗し、人間として生きるためのぎりぎりの要求を貫いた人権にめざめた一揆として有名です。

県立門川農業高等学校

体育施設利用 手続きが変る…

記

県民のスポーツ熱が高まってきた今日、県立高校においては、学校教育の支障のない範囲で体育施設を開放していましたが、このたび、県立農業高等学校側と協議の結果左記のとおり利用手段が変更になりましたのでお知らせ致します。

一、利用しようとする団体は、門川町教育委員会へ利用団体登録の申請をしなければならぬとする。

(イ) 登録されていない団体は利用できない。

(ロ) 登録されている団体は、次の要件を備えた団体であること。

(ハ) 成人の責任者を有すること。

(ニ) スポーツ傷害保険に加入していることがのぞましい。

(ホ) 十人以上の構成員を有すること。

(ヘ) 成人の責任者を有すること。

(ニ) スポーツ傷害保険に加入していることがのぞましい。

三、利用手続等については利用団体の責任者を対象に説明会を開催する。

57年度スポーツ少年団

- ◎西門川ソフト少年団
 - 対象者 小一年生～六年生
 - 申込先 松本邦彦（大内原）
 - 連絡先 電話 ④一七一九
- ◎空手スポーツ少年団
 - 対象者 小一年生～六年生
 - 申込先 姫野哲夫（上納屋）
 - 連絡先 電話 ③一三七二
- ◎門小バレーボール
 - 対象者 小四年生～六年生
 - 申込先 池田 保（役場）
 - 連絡先 電話 ③一一四〇
- ◎卓球スポーツ少年団
 - 対象者 小四年生～六年生
 - 申込先 長友幸夫（本町）
 - 連絡先 電話 ③一四五四
- ◎卓球スポーツ少年団
 - 対象者 小三年生～六年生
 - 申込先 小野一敏（本町）
 - 連絡先 電話 ③二二〇四
- ◎ブラックライオンズ
 - 対象者 小一年生～六年生
 - 申込先 小野一敏（本町）
 - 連絡先 電話 ③二二〇四
- ◎ファイターズソフト少年団
 - 対象者 小三年生～六年生
 - 申込先 小川百合秋（庵川西）
 - 連絡先 電話 ③五七四一
- ◎ホワイトバツファロー
 - 対象者 小一年生～六年生
 - 申込先 田中 豊（西栄町）
 - 連絡先 電話 ③二二一六
- ◎草小ソフト少年団
 - 対象者 小一年生～六年生
 - 申込先 堂園 修（草小）
 - 連絡先 電話 ③一〇〇九
- ◎草小ソフト少年団
 - 対象者 小四年生～六年生
 - 申込先 長野正範（草小）
 - 連絡先 電話 ③一〇〇九
- ◎黒潮ソフト少年団
 - 対象者 小四年生～六年生
 - 申込先 北川健司（西栄町）
 - 連絡先 電話 ③二〇九五
- ◎剣道スポーツ少年団
 - 対象者 小一年生～六年生
 - 申込先 志田嘉久（役場）
 - 連絡先 電話 ③一一四〇

